沖縄県読書バリアフリー計画(案)

- 沖縄県視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画 -

令和7年 月 沖縄県教育委員会

目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
計画の趣旨	1
計画の期間	2
計画の対象者	2
第2章 視覚障害者等の読書環境と課題	3
沖縄県の現状	3
沖縄県の課題	8
アクセシブルな書籍・電子書籍等について	11
第3章 基本的な方針	13
アクセシブルな書籍等の普及と書籍提供の促進	13
アクセシブルな書籍等の量と質の充実	14
視覚障害者等の個々のニーズに応じた読書環境の整備促進	14
第4章 施策の方向性	16
図書館の利用に係る体制の整備等(第9条関係)	16
インターネットを利用したサービスの提供体制の強化(第 10 条関係)	17
情報の入手支援、情報通信技術の習得支援(第 14 条・15 条関係)	17
製作人材・図書館サービス人材の育成等(第 17 条関係)	18
数值目標	19
沖縄県立図書館のアクセシブルな書籍等受入冊数	19
公立図書館等における読書支援機器の設置割合	19
障害者サービスに関する周知活動回数	19
図書館職員等への読書バリアフリー研修参加者数	19
読書バリアフリー計画策定市町村数	20
計画の進捗管理と見直し	20

第1章 計画の基本的な考え方

計画の趣旨

読書バリアフリー法の施行

令和元年6月に「視覚障害者等」の読書環境の整備の推進に関する法律」(以下「読書バリアフリー法」)が公布・施行された。「読書バリアフリー法」は、視覚障害、発達障害、肢体不自由などの障害により、書籍の視覚的な表現を認識することが難しい人たちの読書環境を総合的かつ計画的に整備することを目的としている。この法律は、障害の有無にかかわらず、すべての国民が等しく読書を通じて文字や活字文化の恩恵を受けられる社会の実現を目指している。

地方公共団体の責務

「読書バリアフリー法」は全 18 条からなり、その第 5 条では、地方公共団体が「国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」と定めている。さらに、第 8 条では、地方公共団体が「基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない」とされており、地方公共団体に対して読書バリアフリー計画の策定を求めている。

沖縄県の取組

また、沖縄県は、障害者基本法第 11 条第 2 項の規定に基づき、「第 5 次沖縄県障害者基本計画」を令和4年3月 31 日に策定した。この計画では、障害者が社会の一員として共に暮らせる共生社会の実現に向けて、さまざまな取組を推進している。

¹ 視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍(雑誌、新聞その他の刊行物を含む。)について、視覚による表現の認識が困難な者(読書バリアフリー法第2条第1項)

本計画の策定目的

沖縄県における読書バリアフリーに関する基本的な施策の方向性を示し、「読書バリアフリー法」の理念を具体的に実現するため、本計画を策定する。そして、すべての県民が等しく読書を通じて文字や活字文化の恩恵を受けることができる社会の実現に向けて、取り組んでいく。

計画の期間

令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5年間とする。計画の策定後は、対象とする人々のニーズや要望、時代の情勢の変化に対応するため、定期的に進捗状況を把握・評価し、必要に応じて施策の見直しを行う。

計画の対象者

本計画の対象を以下に示す。

- 1. 視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、読書(活字によって表現された書籍を読むこと)が難しい者。
- 2. 書籍を持つことやページをめくることが難しい者。
 - ※ 以下「視覚障害者等」という。
 - ※ なお、視覚障害者等以外の読書に困り感のある者への配慮も必要である。

第2章 視覚障害者等の読書環境と課題

沖縄県の現状

沖縄県立図書館の現状

沖縄県立図書館では、視覚障害や聴覚障害など、さまざまな障害のある利用者が快適に利用できるよう、さまざまなサービスを提供している。これにより、全ての人々が平等に情報にアクセスし、学びや娯楽を享受できる環境を整えている。沖縄県立図書館で利用できる主な障害者サービスは以下のようなものである。

【サービス内容】

- () 点字図書、大活字本の貸出
- 読書サポート室
- 拡大読書機の設置
- 車椅子の館内貸出
- 筆談ボード、リーディングトラッカー、拡大鏡(読書補助具)の設置

【障害者サービスの登録が必要なサービス(デイジー2図書等貸出サービス)】

- デイジー図書の貸出
- デイジー再牛機の貸出
- サピエ図書館3の利用

² 視覚障害者や読書に困難を抱える人々のために設計されたデジタル書籍フォーマットのこと。音声や テキストを組み合わせて、柔軟にナビゲートできるようになっている。

³ 視覚障害者及び視覚による表現が認識しづらい方々に点字やデイジーデータなど多様な情報を提供するネットワークである。ラテン語の「サピエンティア」(知識)に由来し、日本点字図書館がシステムを管理、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営している。全国の視覚障害者、ボランティア、公共図書館をインターネットで結び、個人登録利用者は約2万人、加盟施設は480超、約8万人以上の視覚障害者が利用している。ホームページから点字データ約25万、音声デイジーデータ約12万タイトルがダウンロード可能で、各館所蔵の約80万タイトルの資料も検索・利用できる。地域・生活情報の提供や製作支援も行っている

沖縄点字図書館の現状

沖縄点字図書館は、視覚障害のある利用者に対して、情報アクセスの機会を提供するための専門機 関である。点字図書4や録音図書5などのアクセシブルな資料を提供し、利用者が知識や情報を得られ る環境を整えている。沖縄点字図書館の主な業務は以下のようなものである。

【沖縄点字図書館の主な業務】

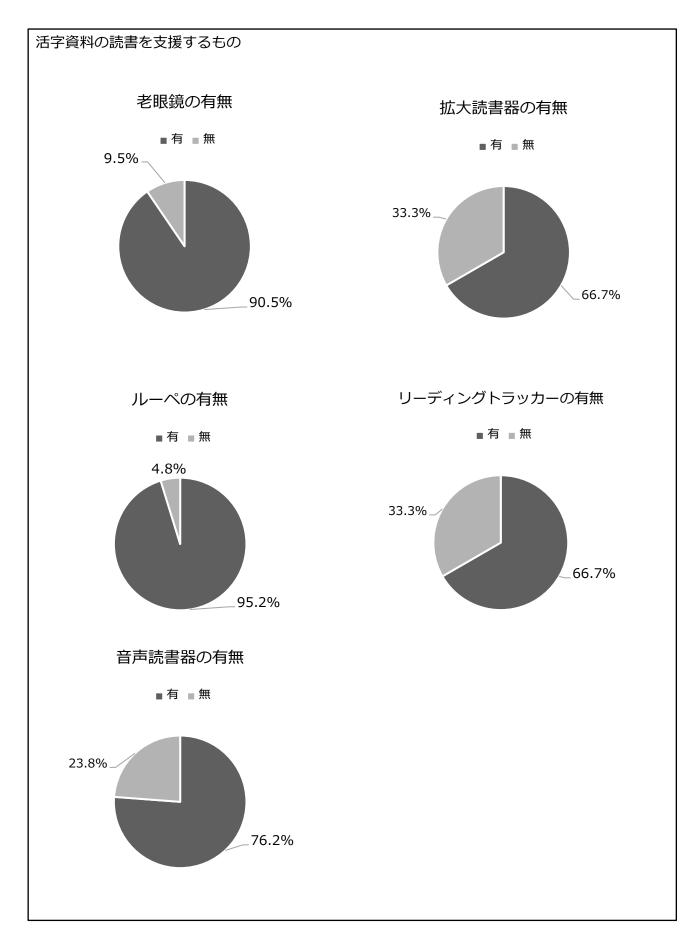
- 図書(点字・デイジー)の製作・貸出
- ボランティア(点字・音訳)の養成
- 中途視覚障害者への点字指導
- 点訳・音訳プライベートサービス
- 対面朗読
- 点字印刷(点字名刺、各種団体の資料等、会議等の資料)
- 郵送による貸出
- その他相談事業

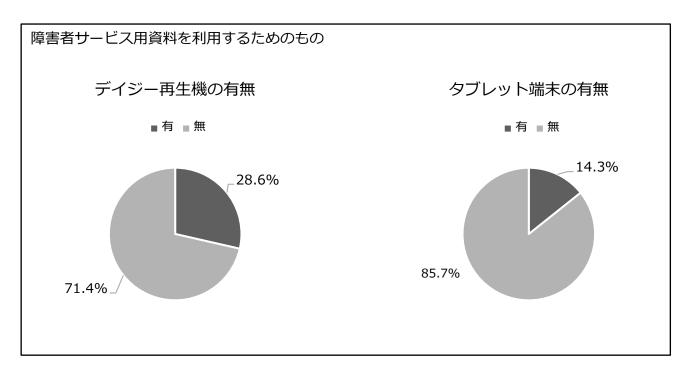
公立図書館の現状

沖縄県教育委員会は、県内の公立図書館における読書バリアフリーへの取組の現状を把握するため、 令和7年2月に公立図書館を対象とした調査を行った(21館へ調査を依頼。有効回答率100%)。そ の結果、「活字資料の読書を支援するもの」および「障害者サービス用資料を利用するためのもの」の 設置状況は以下のようであった。

⁴ 通常の活字図書を点字に変換した図書。点字図書または点訳図書と呼ばれている。図や絵を点線や点 のパターンによる図を「点図」という。通常の絵本に点字があるものやボランティア等が透明なタック シールに点字や点図で表し絵本に貼り付けた「点字絵本」などがある。

⁵ 書籍の内容を音声で録音したもので、視覚障害者や読字障害がある人々が耳で情報を得ることを可能 にする重要なメディアである。録音図書には、ナレーターが読み上げた音声が収録されており、デイジ ーフォーマットなどのデジタル形式で提供されることが多い。また、音声の速さを調整する機能もあり、 個々のニーズに合わせた利用が可能である。





老眼鏡の設置率は90.5%、ルーペの設置率は95.2%と、多くの公立図書館で老眼鏡とルーペは設置されており、実際によく利用されている。リーディングトラッカーの設置率は66.7%で、老眼鏡などと比べて高くはないが、利用者からは「読みやすくなる」と好評であった。

一方で、デイジー再生機の設置率は28.6%、タブレット端末の設置率は14.3%と、これらが設置されている公立図書館は多くない。また、デイジー再生機が公立図書館に設置されていても、実際にはあまり利用されていないという声が上がっている。

学校図書館の現状

1. 通常学校(小学校、中学校、高等学校)の現状

文部科学省が小中高校を対象に実施した「令和5年度子供の読書活動の推進等に関する調査研究」の 結果より、沖縄県の小学校では、中学校と高等学校と比較して、点字図書の所蔵割合が比較的高い。一 方で、中学校と高等学校では小学校と比較して、拡大図書の所蔵割合がやや高い傾向がある。また、小 中高のどの学校においても電子書籍を所蔵している学校はほぼないことが分かる。

2. 特別支援学校(盲学校)における現状

沖縄県内の特別支援学校を対象に読書バリアフリーに関する調査を行った(令和5年度)。その結果より、盲学校以外の特別支援学校では、LLブックが小中高等学校に比べて多く所蔵されており、幅広いニーズに対応している。

特別支援学校の中でも 沖縄盲学校では、視覚に障害のある生徒に対して点字図書や拡大図書、録音図書、さわる絵本、音声ソフトなどを所蔵し、対面朗読室も設置や拡大読書器等の支援機器を設置するなど提供し、個々のニーズに応じた読書環境を整備している。沖縄ろう学校でも、デイジー図書や LL ブックを所蔵し、聴覚に障害のある生徒のための支援を行っているが、十分に活用できていない現状にある。

その他の特別支援学校では、デイジー図書に関する研修会を実施し、活用状況の情報共有を行っているが、タブレット機器の準備がまだ整っていない学校もある。また、タブレット機器を用いてデイジー図書の貸し出しを行い、音の出る絵本や触れる絵本を活用する学校もある。さらに、児童生徒の興味関心に応じた書籍を色分けし、低い書架に配列するなどの工夫をしている学校も見られる。デイジー図書のデータを共有保管し、各校で貸し出しを行っているほか、絵本をデータ化して授業で使用できるようにしている学校もあり、布絵本やさわる絵本、ボードブックなどを揃え、配架時には車椅子や背の低い児童生徒に配慮している。特別支援学校司書部での研修を通じてデイジー図書の活用を進め、問題点の共有と改善策の検討を行っている学校も存在する。

アクセシブルな書籍等を所蔵している学校割合(%)

	電子書籍	点字図書	拡大図書、 大活字図書	録音図書	マルチメディア デイジー図書	LLブック
小学校	0.4	49.8	7.7	12.7	0.0	8.1
中学校	0.0	27.5	26.8	14.8	1.4	7.0
高等学校	0.0	15.0	30.0	16.7	0.0	5.0
特支小	0.0	71.4	14.3	42.9	92.9	21.4
特支中	0.0	64.3	14.3	35.7	85.7	14.3
特支高	0.0	52.6	21.1	26.3	63.2	26.3

(令和2年度「学校図書館の現状に関する調査(文部科学省)」を参考に作成)

沖縄県の課題

沖縄県立図書館の課題

沖縄県立図書館ではさまざまな障害者向けサービスを提供しているが、読書バリアフリーに関して 抱える課題がいくつか挙げられる。

1. バリアフリー対応の専任職員の未配置

まず、人手不足が問題として挙げられる。現在、障害者サービスに関する業務は複数の職員が他の 業務と兼務して担当しているため、専任の職員がいない状況で、このため、サービスへの取組が十分 に行えていない。他の公立図書館では、障害者用資料の作成や朗読、手話などにボランティアの協力 を得ているところも多いが、沖縄県立図書館ではそのような取組ができていない。ボランティアの人 材確保が新たな課題となっている。

2. 周知不足

また、サービスの周知不足も課題である。現在のサービスの利用状況を見ると、まだまだ利用が少なく、対象の方々にサービス自体が知られていない可能性も考えられる。

3. ニーズの把握と関係機関との連携不足

最後に、関係機関との連携が不足している点も課題の一つである。当事者の方々へサービスを届けるためには、沖縄点字図書館や障害者福祉協会、特別支援学校などと連携が必要不可欠であるが、現状ではなかなか手を付けられていない。現在の利用状況では、当事者の方々がどのような読書バリアフリーを求めているのか見えてこないため、専門の機関とつながる必要がある。

公立図書館の課題

令和7年2月に実施した沖縄県内の公立図書館における読書バリアフリーに関する調査から、公立図書館が抱える課題を大きく次の5つに分類した。

1. スペースと予算の不足

公立図書館の中でも比較的建物が小さな図書館では、バリアフリー機器を置く十分なスペースや予算が不足している。

2. 財政状況の厳しさ

公立図書館にて電子書籍を導入したものの、継続的な予算の確保が困難である。

3. 利用者のアクセス困難

視覚障害を持つ方が一人で公立図書館へ来館することが難しく、またヘルパーへの料金がかかるため、 気軽に図書館に出向けない実態がある。

4. 設備の有無と利用状況の不明確さ

公立図書館内に十分な読書バリアフリーに関する設備がないから視覚障害者が来館しないのか、あっても来館しないのか実態が不明瞭のため、取り組みにくい。

5. 導入の手順や方法が不明確

読書バリアフリーに関して、どこから手をつけて良いか分からないため、職員への助言や研修の機会が必要。

沖縄点字図書館の課題

沖縄点字図書館は、視覚障害者等に対して、多様なサービスを提供する重要な施設である。しかし、 その運営にはいくつかの課題が存在している。これらの課題を解決することで、より良いサービスを 提供し、読書バリアフリーの社会実現に寄与することが期待される。以下に、沖縄点字図書館が直面 している主な課題について詳述する。

1. ボランティアの高齢化

まず、ボランティアの高齢化が問題として挙げられる。沖縄点字図書館では、多くのボランティア が点訳や音訳の作業を担当しているが、これらのボランティアの年齢が高くなるにつれて、活動の持 続が難しくなっている。このため、若い世代のボランティアの確保が急務となっている。

2. テキストデータ提供の課題

次に、販売本のテキストデータ提供に関する課題がある。現在、点訳や音訳を行うために墨字原本を購入しているが、出版社からテキストデータを提供してもらうことで、点訳や音訳の効率が大幅に向上する可能性がある。特に沖縄の出版社からの協力が得られれば、沖縄点字図書館の業務がよりスムーズに進行することが期待される。

3. 関係機関との連携不足

最後に、関係機関との連携が不十分であることが課題として挙げられる。沖縄点字図書館は視覚障害者に特化した図書の貸出や製作を行っており、その歴史とノウハウがある。一方で、公立図書館など他の関係機関も障害者サービスを提供しているが、これらのサービスが相互に連携していないため、効率的な支援が難しい。関係機関同士の意思疎通を円滑にする環境づくりが必要である。

学校図書館の課題

沖縄盲学校は、県内に 1 校しかないため、他の盲学校の図書室司書との情報交換の場がなく、司書の資質向上や図書館運営に役立つ交流が求められる。

沖縄ろう学校では、わいわい文庫⁶専用のタブレット機器などの機器があれば、もっと活用しやすくなる。古い所蔵が多く、字が小さくルビが少ないことも課題とされている。

特別支援学校全般では、デイジー図書以外の沖縄県立図書館が提供するサービスの活用方法を学びたいという声があり、研修会の開催を希望している学校も多い。また、児童・生徒がすぐに図書室でデイジー図書を閲覧できる再生機器の整備が求められている。デイジー図書の閲覧機器の整備を望む声も多い。

⁶ 公益財団法人伊藤忠記念財団が製作した「マルチメディアデイジー図書」の愛称。

さらに、「音のでる絵本」が故障しやすく、購入に踏み切れないという課題や、著作権法第37条に関する研修会の希望、電子書籍を活用する学校図書館の実践発表を聞きたいという要望もある。知 肢併設の学校では、高所に配架された本が車椅子の児童生徒や背の低い幼児児童生徒にとって取りにくいことが課題であり、可動式書架の導入が求められており、デイジー図書の継続的な利用促進についても模索中である。

また、司書以外の図書館担当教諭にも研修を開催することも求められている。

アクセシブルな書籍・電子書籍等について

読書バリアフリーの一環として、沖縄県立図書館および沖縄点字図書館では、視覚障害者やその他の障害がある利用者が利用しやすいアクセシブルな書籍⁷や電子書籍を提供している。これらの資料は、利用者の多様なニーズに応えるために用意されているものである。沖縄県立図書館・沖縄点字図書館が所蔵するアクセシブルな書籍・電子書籍(以下「アクセシブルな書籍等」という。)の所蔵数は、以下のとおりである(令和6年4月現在)。

沖縄県立図書館におけるアクセシブルな書籍等(冊)

No	アクセシブルな書籍等	資料受入数			
		R3	R4	R5	
1	点字図書	12	6	6	
2	大活字本	123	72	66	
3	LL ブック ⁸	6	13	6	
4	デイジー図書	59	122	51	

_

⁷ 視覚障害者等が利用しやすい書籍。(読書バリアフリー法第2条第2項) 例えば、大活字本、点字図書、拡大図書、音訳図書、触る絵本、LL ブック、布の絵本等がある。これらの書籍は、読み手のニーズに合わせてフォーマットやアクセス方法が工夫されている。

⁸ 「やさしい読み物」(Lättlästa böcker)の略で、主に知的障害や学習障害がある人々、あるいは日本語を学び始めた方などにやさしい語彙や文法を使う、写真や図を多用する、単純な構成にするなどの工夫された書籍。

上記の表から、点字図書と大活字本⁹、デイジー図書の受入数が特に多いことがわかる。これらのア クセシブルな書籍等は、視覚障害者にとって読書を容易にする重要な媒体である。沖縄県立図書館は、 これらの媒体を中心に所蔵を充実させ、多様な二ーズに対応することを目指している。また、その他 のアクセシブルな書籍等の所蔵も順次拡大していく予定である。これらの取組を通じて、沖縄県立図 書館は、全ての利用者が等しく読書を楽しむことができる環境を目指していく。

沖縄点字図書館におけるアクセシブルな書籍等(冊)

No	アクセシブルな書籍等	所蔵数
1	点字図書	8,795 冊
2	拡大図書	(貸出図書として蔵書なし)
3	一般 CD 図書	0
4	音声デイジー図書	5,172 枚
5	テキストデイジー図書	2タイトル
6	マルチメディアデイジー図書	0

令和6年9月時点における沖縄点字図書館の所蔵状況を見ると、特に点字図書と音声デイジー図書 の所蔵数が多いことがわかる。点字図書は8,795冊と充実しており、視覚障害者にとって重要な情報 源となっている。また、音声デイジー図書も5,172枚と多く所蔵されており、音声での読書を支える 重要な媒体である。

⁹ 通常の書籍よりも大きな文字で印刷された書籍のこと。視力が低下している人や視覚障害がある人が 読みやすいように、文字サイズを拡大している。一般的には、14 ポイント以上の大きな文字で印刷され ることが多い。

第3章 基本的な方針

「読書バリアフリー法」の理念に基づき、沖縄県における読書バリアフリーの推進を図るため、以下の3つの基本的な方針を定める。これにより、障害の有無にかかわらず、全ての県民が読書を通じて豊かな文化生活を享受できる社会の実現を目指す。

- 1. アクセシブルな書籍等の普及と書籍提供の促進
- 2. アクセシブルな書籍等の量と質の充実
- 3. 視覚障害者等の個々のニーズに応じた読書環境の整備促進

アクセシブルな書籍等の普及と書籍提供の促進

法制度に基づくアクセシブルな書籍の製作

著作権法第37条第1項¹⁰に基づいて製作された点字図書や、同条第3項¹¹に基づき、障害者施設、図書館、および一定の要件を満たすボランティア団体などが著作者の許諾なく製作できる録音図書や拡大図書に加え、市場で流通する電子書籍と同項に基づいて製作される電子書籍の両方を活用する。これにより、アクセシブルな電子書籍などの普及を進める。

¹⁰ 視覚障害者やその他の障害がある人々が情報や文化にアクセスできるようにするための特例を 設けている。具体的には、以下の点で読書バリアフリーに貢献している。①アクセシブルな形式へ の変換、②非営利目的の利用、③文化的・教育的なアクセスの促進、④技術の利用

¹¹ 図書館等の施設が特定の条件下で著作物を複製することを認める規定である。この条項は、特に 視覚障害者やその他の障害がある人々が情報にアクセスしやすくするために設けられている。

アクセシブルな書籍等の量と質の充実

ニーズの拡大と役割の重要性

今後、アクセシブルな書籍や電子書籍のニーズが拡大することが見込まれる中で、公立図書館、沖縄点字図書館、学校図書館は、それぞれの役割に応じて、アクセシブルな書籍や電子書籍の量と質の両方を充実させることが求められる。

アクセシブルな書籍の具体例

具体的には、視覚障害者等が利用しやすい点字図書、録音図書、拡大図書、電子書籍などの充実を 図ることが必要である。これにより、障害がある利用者が必要な情報にアクセスしやすくなり、学び や娯楽の機会が増える。

図書館間の連携

アクセシブルな書籍を効率的に提供するためには、図書館間での連携やネットワークの構築が不可欠である。例えば、製作されたアクセシブルな書籍を共有するシステムを導入し、どの図書館でも利用者が必要な資料を容易に入手できるようにすることが考えられる。このようなシステムにより、各図書館が持つ限られたリソースを最大限に活用し、利用者の二一ズに迅速に対応することができる。

視覚障害者等の個々のニーズに応じた読書環境の整備促進

多様な書籍形態の必要性

視覚障害者や読書に困難を感じる人々には、それぞれの障害の種類や程度により、必要とする書籍の形態や利用方法が異なる。例えば、視覚障害の程度や状態によっては、点字図書や音声図書、拡大図書など、さまざまな形態の書籍が必要となる。また、読書に困難を感じる人々には、文字サイズの調整が可能な電子書籍や、文字を音声に変換するサービスが必要となることもある。

個々の二一ズに応じた適切な書籍の提供

このため、読書環境を整備する際には、個々の利用者の二一ズを的確に把握し、それぞれの障害の 特性に応じた適切な形態の書籍を用意することが不可欠である。例えば、視覚障害者の中でも全盲の 方には点字図書や音声図書が必要であり、弱視の方には文字サイズを拡大した図書や、コントラストを強調した電子書籍が有効である。また、読書に困難を感じる人々の中には、ディスレクシア(読字障害)の方もおり、音声読み上げ機能や特定のフォントを使用した書籍が役立つ場合がある。

利用者とのコミュニケーションとフィードバック

個々のニーズに応じた対応を行うためには、利用者とのコミュニケーションが重要である。利用者のフィードバックを積極的に取り入れ、定期的にニーズを把握することで、より適切なサービスを提供することができる。また、図書館職員やボランティアの専門知識の向上も不可欠であり、研修や教育プログラムを通じて、より高度な支援を行えるようにすることが求められる。

第4章 施策の方向性

図書館の利用に係る体制の整備等(第9条関係)

読書バリアフリーの実現に向けて、沖縄県立図書館、市町村立図書館、学校図書館が一丸となり、包括的な体制を整備することが重要である。特に、沖縄点字図書館との連携を強化し、アクセシブルな書籍の充実や円滑な利用を支援するために取り組む。これらの施策を通じて、全ての利用者が平等に情報にアクセスでき、学びと成長を享受できる環境の整備を目指す。図書館が連携し、包括的な支援体制を構築することで、読書バリアフリーの社会を実現するための基盤を築くことができる。

- 視覚障害者等の利用者の特性やニーズに応じて、アクセシブルな書籍等の充実に努める。また、 市町村立図書館や学校図書館等との相互貸借を促進し、利用者が必要な資料を迅速かつ効率的に 入手できるようにする。
- サピエ図書館等のインターネットを活用した配信資料の提供を促進する。これにより、遠隔地に 住む利用者や移動が困難な利用者でも、必要な情報にアクセスできる環境を整える。
- 引き続きアクセシブルな書籍等を作成し、利用者へ提供する。また、製作した点字図書データ等 について、サピエ図書館等への提供を通じて、アクセシブルな書籍等の充実に寄与することを目 指す。
- 市町村立図書館や学校図書館等におけるサピエ図書館の活用に向け、研修会やチラシ等を通じた 情報提供を行う。職員や教職員への教育を通じて、利用者へのサポート体制を強化する。

インクルーシブ教育¹²システムの理念に基づき、視覚障害などのある児童生徒や学生が在籍する初等中等教育機関および高等教育機関において、読書環境を保証するため、以下の取組を進める。

- 沖縄点字図書館および公立図書館と学校図書館の連携を図り、視覚障害などのある児童生徒を支援するための取組を進める。
- 視覚障害等がある児童生徒が在籍する小学校、中学校、高等学校並びに特別支援学校において、 視覚障害などのある児童生徒が生涯学習の場である図書館の利用について学ぶ機会を設けるこ

¹² すべての子どもたちが個々の違いやニーズにかかわらず、同じ教育機会を共有し、一緒に学ぶことを 目指す教育理念および実践のことを指す。このアプローチは、障がいを持つ子どもたちや特別な支援を 必要とする子どもたちを含む全ての学生が、共に学び成長できる環境を提供することを重視する。 との重要性や具体的な利用方法について、各学校における図書館便りやホームページなどを通じて、児童生徒及び保護者への情報提供に努める。

これらの取組を通じて、視覚障害などのある児童生徒が平等に教育を受け、学習の機会を享受できる環境を整えることを目指す。全ての児童生徒が共に学び、成長できるインクルーシブな社会の実現に向けて、教育機関と図書館が連携し、持続的な支援体制を推進する。

インターネットを利用したサービスの提供体制の強化(第10条関係)

沖縄県立図書館では、国立国会図書館の視覚障害者用データやサピエ図書館の活用を進め、アクセシブルな書籍の利用促進に努める。また、市町村立図書館などに対して、国立国会図書館やサピエ図書館のサービス活用について周知し、連携に必要な情報提供を行うこととする。このために、研修会の開催やリーフレットの作成を通じて、多くの視覚障害者が視覚障害者用データの送信サービスやサピエ図書館を利用できるよう、会員加入の促進などの取組を行う。これらの取組を通じて、視覚障害者を含む全ての利用者が、インターネットを活用して必要な情報や書籍にアクセスできる環境を整えることを目指す。沖縄県立図書館と市町村立図書館が連携し、アクセス可能な情報の提供体制を強化することで、読書バリアフリーの社会を実現するための基盤を築いていく。

- アクセシブルな書籍の統合的な検索システムに関する十分な周知
- サピエ図書館への会員加入の促進と、サピエ図書館の安定的な運営に資する支援の推進

情報の入手支援、情報通信技術の習得支援(第14条・15条関係)

アクセシブルな電子書籍などを利用するための端末機器や、これに関する情報、必要な情報通信技術について、視覚障害者が入手・取得できるようするための必要な取組を行う。

○ 沖縄点字図書館と公立図書館が連携し、視覚障害者に対して様々な読書媒体の紹介や、それらを利用するための端末情報の入手に関する支援を行うこととする。読書困難者を支援する拡大読書器、ルーペなどの拡大補助具、点字ディスプレイ¹³、デイジー再生機などの機器について、個々の状態に応じた活用を重視する。

¹³ コンピュータやデジタルデバイスの画面に表示された文字情報を、凸凹を作ることで点字を表示する 装置。視覚障害者が電子書籍やインターネットの情報を点字で直接触れて読むことができるようになる。

- 沖縄点字図書館と公立図書館が連携し、サピエ図書館などの ICT を用いた利用方法に関する相談・習得支援や、端末機器の貸出支援を行う。
- 小・中・高等学校、特別支援学校の学習指導要領では、「情報活用能力の育成を図るため、各学校においてコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること」と規定している。学校における ICT環境整備が進められていることも踏まえ、沖縄県立図書館が中心となって、各教育委員会の指導主事などに対し、その趣旨を説明し、周知を図る。

これらの取組を通じて、視覚障害者を含む全ての利用者が情報通信技術を活用し、必要な情報にアクセスできる環境を整えることを目指す。沖縄県立図書館と公立図書館、教育機関が連携し、持続的な支援体制を構築することで、情報格差を解消し、誰もが平等に学び成長できる社会の実現を目指す。

製作人材・図書館サービス人材の育成等(第 17 条関係)

沖縄県立図書館では、アクセシブルな書籍などの円滑な利用を支援するため、司書や図書館職員を 対象とした研修や養成プログラムを実施し、視覚障害者などへの図書館サービスについて取り上げる。 これにより、司書や職員の資質向上を図ることを目指す。

- 司書、司書教諭、学校司書、職員などの資質向上に役立つ研修を実施する。これらの研修では、 視覚障害者やその他の障害がある利用者に対して、どのようにサービスを提供すべきかについて 具体的な方法を学ぶ機会を提供する。
- 沖縄点字図書館や公立図書館、そこで活動するボランティア団体などで行われる点訳、音訳、アクセシブルな電子データの製作に携わる人材に対し、製作基準の共有やノウハウの習得に関する研修を支援し、質の向上を推進する。これにより、製作されるアクセシブルな書籍の質を高め、利用者が安心して利用できる環境を整える。
- 製作人材の確保については、ボランティアだけに頼らず、さまざまな方策を関係者間で検討している。

これらの取組により、沖縄県立図書館は、視覚障害者などの利用者が平等に情報にアクセスできる 環境を整え、全ての人々が共に学び、成長できる社会の実現を目指す。

数値目標

本計画では、読書バリアフリーの推進に向けて具体的な成果を目指すため、次のような数値目標を設定する。

沖縄県立図書館のアクセシブルな書籍等受入冊数

沖縄県立図書館における視覚障害者向けの点字図書、音訳図書、大活字本など、さまざまなアクセシブルな資料が揃っていることを示すため、ユニバーサルコーナー¹⁴の資料受入冊数を指標とする。

公立図書館等における読書支援機器の設置割合

沖縄県内の公立図書館等における読書支援機器の設置率を指標とする。公立図書館やその他の関連施設に設置されている「拡大読書器」と「音声読書器」の設置率の平均を指標としており、視覚障害者や読書に困難を感じる人々が利用できる環境整備の進捗を示す。

障害者サービスに関する周知活動回数

県立図書館が提供する障害者サービスについて県民に広く知ってもらうために、各学校や公立図書館等への周知のための訪問回数と館内にて開催するイベント等の回数を指標とする。

図書館職員等への読書バリアフリー研修参加者数

公立図書館職員、学校司書等への読書バリアフリー研修参加者数を指標とする。図書館職員や関連するスタッフが、沖縄県立図書館が開催する読書バリアフリーに関する研修や講座に参加した人数を指標としており、職員のスキル向上と知識の普及を図る。

¹⁴ 沖縄県立図書館に設けられている、点字図書や大活字本が揃えられた専用のスペースである。

読書バリアフリー計画策定市町村数

最後に、読書バリアフリー計画を策定した市町村の数を指標とする。県内自治体による読書バリアフリー推進の取組の広がりを示す。

数值目標

指標	現状 (R5年度)	目標 (R11 年度)	担当
沖縄県立図書館のアクセシブルな書籍等の受入冊数 (冊)	129	150*	沖縄県立図書館
公立図書館等における読書支援機器の設置割合 (%:拡大読書器と音声読書器の設置率の平均)	71.5	80.0	生涯学習振興課
障害者サービスに関する周知活動回数 (公立図書館・学校訪問等を含む)	3	年3回 以上	沖縄県立図書館
図書館職員等への読書バリアフリー研修参加者数 (延べ人数/年)	121	150	沖縄県立図書館
読書バリアフリー計画策定市町村数	0	11	生涯学習振興課

[※] 大活字本の年間発行点数(毎年 60 冊程度)とこれまでの沖縄県立図書館の受入冊数を踏まえて 設定。

計画の進捗管理と見直し

沖縄県教育委員会は、計画の効果的な推進を図るため、この計画の中間年度である令和9年度において、図書館及び関係機関等への調査・ヒアリングを行うなど数値目標や本計画の記載内容について確認し、検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の見直しを行うものとする。

沖縄県読書バリアフリー計画

-沖縄県視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画-

発行日 令和7年 月

発 行 沖縄県教育委員会

編 集 沖縄県教育庁 生涯学習振興課

〒900-8571 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

TEL: 098-866-2746 FAX: 098-863-9547